

A large teal-colored circle is positioned in the lower-left quadrant of the page, overlapping a larger green circle that spans the bottom half of the page. The text is centered within the teal circle.

[Teva]
サプライヤー行動
規範

テバファーマスーティカルインダストリーズ社(以下「テバ」)は事業の遂行に関する高い倫理的基準を有しており、政府および業界の基準、法令、規則ならびにテバ社内ポリシーの全てに従って事業を遂行しています。テバはサプライヤーの皆様にも同様の取り組みをお願いしています。

テバは総合的な環境、社会およびガバナンス(ESG)戦略を導入し、当社の事業やステークホルダーにとって重要と考えられる分野への重点的な取り組みを行っています。



サプライヤーはテバの2030年ESG目標(当社のESG [ウェブサイト](#)で入手可能)を習熟し、テバによる目標達成を支援するものとします。

当社のサプライヤー行動規範は、テバとの取引関係の構築と継続を希望するサプライヤーおよびベンダーが実施すべき主要原則と期待事項を定めています。また、同行動規範にはテバのサプライヤーに適用されるポリシーやポジションへのリンクも掲載しています。

一般に、全てのテバのサプライヤーは、

- 本サプライヤー行動規範および本規範からリンクするポリシーまたはポジションを理解および遵守するものとします。
- それらを遵守していることを証明するために必要な文書を維持・管理するものとします。
- 本サプライヤー行動規範を遵守できない状況、遵守状況に影響を与える事象、またはテバ、テバの製品および/もしくはサプライヤーがテバと締結した供給契約もしくは品質技術契約のサプライヤーによる遵守に影響を与える可能性がある事象が発生した場合は直ちにテバに報告するものとします。
- 国の保健当局または国際的な保健当局による検査または規制に関する重大な問題が発生した場合は直ちにテバに連絡するものとします。
- テバまたは当社が承認した代理人が、本サプライヤー行動規範の内容および本規範からリンクするポリシーまたはポジションの内容に関係のある施設、システムおよび/または文書に対する所要の監査を実施できるようにするものとします。
- 同じ原則を、サプライヤーが協業する第三者に対して、サプライヤーの行動規範を通じて適用するものとします。

- 本サプライヤー行動規範の対象である全ての点について、適用法令、規則、条例、許可、ライセンス、承認、命令、基準、禁止、制裁およびテバの要求事項を遵守するものとします。
- テバが参画している[製薬業界サプライチェーンイニシアティブ \(Pharmaceutical Supply Chain Initiative: PSCI\)の原則](#)を遵守するものとします。
- 本サプライヤー行動規範に記載した原則および期待事項に関して不明な点がある場合はTevaSupplierCodeofConduct@tevapharm.comよりテバの担当者にご連絡ください。

倫理

サプライヤーは、倫理的な方法で事業活動を行い、誠実に行動するものとします。サプライヤーは腐敗防止・贈収賄防止に関する適切なポリシーおよびシステムを導入するものとし、腐敗行為、強要、公金横領などの行為に従事してはならないものとします。また、サプライヤーは贈収賄または取引関係もしくは政府との関係を違法に誘引するその他の行為を行ってはならないものとし(第三者または仲介人通じて行う場合を含みます)、正確で誠実な広告を含む公正な事業慣行を採用するものとします。サプライヤーは以下の基準を充足するものとします。

- **利益相反を回避すること:** サプライヤーの利益とテバに対するサプライヤーの義務とが相反する(または相反するような外観を生じさせる)状況を含みます。利益相反が生じる可能性がある場合または実際に生じた場合には、サプライヤーは直ちに書面でテバに通知するものとします。
- **インサイダー取引禁止規定および非公開情報利用禁止規定を遵守すること。**
- **反トラストおよび不正競争防止に関する法令を遵守すること**
- **貿易管理または輸出管理に関する規制:** サプライヤーは、以下の地域もしくは主体を直接的もしくは間接的な起源とするかまたは以下の地域もしくは主体から直接的または間接的に調達した原材料、製品、サービス、ソフトウェアまたは技術データをテバに提供してはならないものとします。
 - 包括的な制裁の対象である国または領域(現在のところクリミア地域およびセバストポリ、キューバ、イラン、北朝鮮、レバノンならびにシリアが該当)
 - 制裁または輸出管理の対象である者(法人もしくは個人)または地域(国連、米国、イスラエル、英国、カナダおよび欧州連合が実施する制裁または輸出管理であって、テバが受領または移転を行った場合それらの制裁または輸出管理に違反する結果となるものを含みますがそれらに限りません)。
- **実効性のある形で事業を管理し正確な報告を行うこと、および国際的な会計原則に準拠した正確かつ完全な記録の維持を行うこと。**
- **原材料およびサービスについてデータの完全性を維持すること:** テバに交付する文書は完全で一貫性があり正確でなければなりません。
- **職場での懸念事項または違法行為を報告するよう労働者およびサービス提供者に促し、報告者に対する報復、脅迫またはハラスメントを排除し、適切な調査と是正措置を実施すること。**
- **テバの動物福祉に関する立場を遵守し、実験動物の人道的な取扱いに努めること。**

- 国際実験動物ケア評価認証協会 (Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care International: AAALAC) から **試験室認定** を取得すること(該当の場合)。
- **腐敗防止規制**: テバの [腐敗行為防止ポリシー](#) を遵守すること。
- **第三者代理人 (TPR)** であるサプライヤーは: i) テバのグローバルコンプライアンス [部門] による **適正評価 [デューデリジエンス]** を受けるものとします。 ii) テバの [第三者適正評価 \[デューデリジエンス\] ポリシー](#) に定める基準を遵守するものとします。 詳細な情報を入手するには ThirdPartyProgramGlobal@tevapharm.com または ThirdPartyProgramEU@tevapharm.com よりテバの担当者にご連絡ください。
- **偽造製品**: サプライヤーがテバに提供する商品・サービスに影響を与える可能性がある偽造品、違法転用品または盗品について、サプライヤーが購入の勧誘を受けた場合、またはサプライチェーン内でそれらを発見した場合、サプライヤーは直ちにテバに通知するものとします。
- テバの従業員またはテバを代理する個人もしくは法人が違法行為またはその他不正な行為に携わったと考えるサプライヤーは、**テバのオフィスオブビジネスインテグリティ (OBI)** にその事実を速やかに報告するものとします。
www.tevahotline.ethicspoint.com サイトまたは Office.BusinessIntegrity@tevapharm.com 宛の電子メールにより秘密でテバの担当者に報告できます。
- **紛争鉱物**: サプライヤーは、テバの [紛争鉱物ポリシー](#) に従って、テバに供給する部品および製品に「紛争鉱物」が含まれないように確保するものとします(テバが要求した場合に適切な是正措置を実施することを含みます)。また、サプライヤーが欧州連合 (EU) でテバへの供給を行う場合、サプライヤーは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デュー・デリジエンス・ガイダンス (OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas) に記載された基準に合致したシステムを導入するものとします。

労働

当社は、当社自身の業務およびサプライネットワークを通じた事業遂行の両方において、責任ある形で、かつ人権の尊重に関する基準を含む高い倫理的基準に沿った形で事業を遂行しています。サプライヤーは倫理的な労働慣行と手順を堅持するものとします。サプライヤーは強制労働、奴隷労働、契約労働、囚人労働もしくは人身売買による人員の雇用もしくは使用を行ってはならず、強制労働、奴隷労働、契約労働、囚人労働もしくは人身売買により、その他の利益を得てはならないものとします。サプライヤーは、テバに提供する製品またはサービス(サプライヤーの製品に含まれる材料を含む)が、テバおよび当該サプライヤーが営業を行う国の強制労働に関する法令に適合していることを保証するものとします。サプライヤーは本行動規範に定める確約事項の遵守状況を監視するものとします(サプライヤー自身のサプライチェーン内を監視し、同一の基準を義務付けることなどを含みます)。そのために、サプライヤーは強制労働に関するサプライヤー自身のポリシーを主なステークホルダー(従業員、マネジャー、監督者、サプライチェーンおよび自社のサプライヤーを監督するスタッフなど)に周知するものとします。サプライヤーは以下の基準を充足する必要があります。

- **国際的に認知された人権を支持および擁護し、テバの [人権に関する立場](#) を遵守すること。** 世界人権宣言の精神および規定ならびに「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に定める指針を支持することを含みます。
- ハラスメント、暴力、差別、懲罰的かつ/または人道的処遇のない職場を構築すること。インクルージョンとダイバーシティを推進すること。テバの [インクルージョンおよびダイバーシティに関する立場](#) を遵守すること。
- 誤解を生じる採用慣行を廃止し、**自由な雇用の選択および移動の自由を保証すること。** 自分の身元確認文書の入手・閲覧を従業員、請負業者および下請業者に許可すること。労働者が相応の通知を行えば退職できるようにすること。
- **国際労働機関(ILO)の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」およびILOの「最悪の形態の児童労働の廃絶のための国際条約」**を遵守すること。
- **賃金、手当、就業時間:** 報酬の基準を労働者に周知し、サプライヤーが労働者に提供する住宅を現地の基準に合致させること。
- **個人情報のプライバシー保護に努め、テバの [データプライバシーポリシー](#) を遵守すること。** 違反が生じた場合はテバのグローバル・セキュリティ・オペレーション・センターに電子メール(gsoc@tevapharm.com)または電話(+1 973-265-3702(全世界直通)または+1-877-TEVA-757(米国無料通話))で直ちに通報すること。
 - 個人情報の収集および保持は、テバとの取引を遂行するために正統な必要性がある場合に、法的に許可された個人情報について行うものに限ること。

- 個人、企業またはサプライヤーの取引相手であるその他の組織(テバを含みます)に帰属する機密情報について、合法的で適切な利用が行われるように保護措置を講じること。
- 機密情報を取り扱うシステムを監視および保護する措置(社内外におけるデータやプライバシーの侵害防止およびそのような侵害に対応する手続きを含む)を講じること。
- 本項に記載した情報を入手しうる第三者に、それらの情報を本項に記載したように保護する義務を、契約上の義務として賦課すること。

安全と衛生

サプライチェーン全体における従業員と労働者の健康、安全および福祉は、当社が患者の皆様へ医薬品を安定供給するための重要な要素です。サプライヤーはテバの**職業的な健康と安全に関する立場**を遵守し、自社の従業員および一般公衆の安全と健康に正しく配慮しながら活動を行うものとします。これには適切な家事の確保および労働者への飲料水の提供を含みます。サプライヤーは安全で健康な労働環境(該当の場合、企業として提供する住居を含む)を構築するものとします。サプライヤーには従業員の健康を増進する制度の実施を推奨します。

- 危険への曝露および不当な物理的要求を伴う作業から**労働者を保護**し、全ての適用法令、規則およびその他の要件に従って適切な個人用防護具の提供および作業の実施がなされるようにすること。
- 危険への曝露を特定し、監視し、予防および管理する**プロセス安全**制度を導入し、危険を伴う化学的または生物学的漏洩への対応を行うこと(該当する場合)。
- **緊急事態への準備および対応を図るため**、緊急時計画および対応手順のシナリオ想定、実施および維持・管理を実施すること。
- **危険有害性情報**(医薬化合物および材料を含む)を提供し、安全データシート(SDS)などの文書を用いて遵守および適切なモニタリングの実施を図ること。

環境

地球環境に影響を与える問題が増加する中で、テバは環境に対する影響を自ら低減するだけでなくサプライチェーンを通じて影響の低減を図る責任を負っています。サプライヤーはテバの[環境の持続可能性に関する立場](#)を遵守することにより環境に対する責任を果たす形で業務を遂行し、環境への悪影響を最小化するよう努めるものとします。サプライヤーは天然資源を浪費せず、危険物の使用を避け、かつ 3R:リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)を推進することが期待されています。サプライヤーはテバの[薬剤耐性に関する立場](#)を遵守し、抗生物質負荷(環境中の医薬品:PIE)を最小化するというテバの目標を支援するために必要な情報を提供するものとします。

サプライヤーは、テバの 2030 年環境目標を支援するものとします。これにはスコープ 1 および 2 の温室効果ガス(GHG)排出量の削減、スコープ 3 の GHG の排出量の透明性の向上および AMR 業界連盟(AMR Industry Alliance)コミットメントの達成が含まれるものとします。

- 環境に関する認可、許可およびライセンスを全て**取得および維持**し、その基準を遵守すること。情報登録に関する要件および制限を遵守すること。
- **廃棄物および排出量**に関するシステムを構築し、人体または環境に悪影響を及ぼす可能性のある全ての廃棄物について安全な取扱い、移動および保管・処分(廃棄物、排水または排出物の評価、管理、統制および取扱いを含む)の徹底を図ること。
- 主要な原材料の調達先に関する適正評価[デューデリジェンス]を実施し、合法的で持続可能な調達活動を推進すること。リサイクルおよび処分に関する各種の規制体系(EU REACH 法など)において規制対象となっている**制限物質**についてラベリングおよび/または周知を実施すること。材料・部品の物質組成に関する照会に対応すること。植物材料・森林資源の収穫および輸出入が合法的に行われたことを検証すること。
- **ESG および環境に関連するデータと目標の透明性および情報公開**に向けて、情報開示プログラム(例えば**気候・水質保全に関する CDP 質問書**)への参加要請に対応するなど相応の努力を行うこと。

マネジメントシステム

テバは透明性を尊重しており、当社が自ら行う業務およびサプライネットワーク全体における業務の慣行を継続的に改善するよう注力しています。サプライヤーはマネジメントシステムおよびマネジメント手続きを導入し、業務慣行の継続的な改善、事業継続性の保全および本行動規範に記載した全ての原則の遵守が円滑に行われるプロセスを導入するものとします。

- **リスクマネジメントシステム**を構築し、本行動規範で取り扱う全ての分野におけるリスクを判定および制御すること(事業継続計画およびリスクマネジメント計画の策定による事業継続の円滑化を含む)。
- 本行動規範に定めるグローバルな原則、指針および規制について、経営者および労働者が文書化し、理解度を高め、遵守状況を改善できるように、**研修制度**を創設すること。
- テバの適切な事業部門と率直かつ直接的な意思疎通を図り、本行動規範に記載した原則を労働者、請負業者および自社のサプライヤーに正しく周知するシステムを構築すること。
- 実施目標の策定、導入計画の実行、ならびに内部または外部の評価、検査およびマネジメントレビューにより特定された問題点に対する必要な是正措置を実施することにより、遵守状況の**継続的な改善**を図ること。